

## 人民裁判所法条文一部改正法

### 第1条 目的

本法律の目的は、人民裁判所法の一部条文改正の内容を明確に規定し、人民裁判所の業務執行が、柔軟に、現実と役割上の要求に合致することを保証するためである。

### 第2条 改正のある条文

改正のある条文の内容は以下の通り。

#### 1. 18条 人民裁判所の権限と責務

人民裁判所は以下のような権限と責務を持っている。

- 教育啓発、係争当事者の調停、事件判決の審理。
- 正義、人権、人民民主主義、国家と集団の利益、個人、法人または組織の権利と正当な利益を法律に従って保護する。
- 法律、規則の宣伝、普及、犯罪を起こさせる原因と条件の究明、制限。
- 政治と行政の知識、順法意識の向上ならびに国民の法律順守を高める。
- 自身の業務を実施するにあたって国内外の関係機関と調整協力する。
- 自身の責任範囲に沿って司法ならびに法律業務に関して外国、近隣地域、国際社会と関係し協力する。
- 活動を総括、報告し、そして定期的に上層部に対する自分の責務を果たす。
- 法律に定めにしたがい、それ以外の権限履行と任務執行を行う。

#### 2. 20条 最高人民裁判所

最高人民裁判所は、ラオス人民民主共和国の最高判決機関であり、法律の定めに従い、事件判決を審理し、組織面における管理、専門分野における運営、検査、人民裁判所の事件判決のとりまとめ、確定判決の管理、全国の地方裁判所と軍事裁判所の活動、役割執行を指揮する役割を持つ。

最高人民裁判所は首都ビエンチャンに所在する。

#### 3. 21条 最高人民裁判所の権限と責務

最高人民裁判所は以下の権限と責務を持つ。

- 最高人民裁判所は法律面において、地域（パーク）高等人民裁判所ならびに高等軍事裁判所が控訴審として審理した事件で、事件当事者に破棄請求されたあるいは人民検察の長ならびに軍検察の長によって反対提言がなされた事件を破棄審として審理する。
- 再審、命令、処分、すでに確定した第一審判決ならびに上級審判決を審理する。
- 地方人民裁判所ならびに軍事裁判所に対し判例について助言し、自分が責任を持つ法律分野の内容を説明する。
- 人民裁判所ならびに軍事裁判所の事件手続きにおいて、法律面における正当さと統

一性について助言と検査をする。

5. 全国における裁判所の管轄に関して研究する。

6. 裁判所の確定死刑判決に対して、処分決定の発出を検討する。

7. 研究業務を指揮し法律案、下位法令案を提案する。国民議会常務委員会に法律の解釈を提言する。

8. 最高裁判所の裁判部副部長、地方裁判所の裁判部長、副部長の任命と解任を検討する。

9. 県レベル人民議会または人民議会常務委員会が承認したのち、地域（パーク）人民裁判所の副長官、首都・県人民裁判所および地区（ケート）人民裁判所の長官、副長官の任命と解任を検討する。

10. 人民裁判所の裁判官補、裁判所書記官（ジャーサーン）ならびに管理職員の任命、組織外異動（ニョックニャーイ）または解任について検討する。

11. 人民裁判所の職員の組織内異動（サップピアンボンパジャムガーン）について検討する。

12. 人民裁判所と軍事裁判所がそれを正しく理解し実行できるように、人民裁判所裁判官総会の決議執行についての説明文と決定を作成する。

13. 地域（パーク）高等人民裁判所、都・県人民裁判所、少年裁判所ならびに地区（ケート）人民裁判所の、組織、運営面について指揮し、管理する。そして前述した裁判所の専門面について検査する。

14. 裁判所組織、裁判所整備ならびに裁判所運営に関して必要な対策を立てる。

15. 裁判所の裁判官、裁判官補、裁判所書記官ならびに職員の育成業務を指揮する。

16. 裁判所の業務遂行を検査する、裁判所の実践業務を研究ならびに総括し、裁判所の確定判決の管理をし、裁判統計業務を執行し、裁判統計分析書を作る、その他の業務を行う。

17. 人民裁判所の裁判官とそれ以外の職員の専門職位、役職の任命を研究し、提案し、決定する。

18. 司法と法律業務に関して外国、地域、また国際社会と交流し協力する。

19. 定期的に国会に対して自身の活動ならびに業務遂行を総括し、報告する。

20. 法律の中で規定されているように、その他の権限の行使と責務を遂行する。

#### 4. 27条 地区（ケート）人民裁判所の権限と責務

地区（ケート）人民裁判所は以下の権利と責務を有する。

1. 教育啓発、事件の係争当事者の調停を主な業務とする。

2. 第一審として事件判決審理

2.1 10億（1,000,000,000）キープを超えない訴額の裁判ならびに夫婦、子供関係の事件、夫婦婚姻後財産ならびに借金に関する裁判。

2.2 少年犯罪事件を除いて、法律が3年を超えない懲役と規定する刑事事件。

2.3 法律の中で規定されたその他の事件

3. 組織面と自身の活動の管理。

4. 上層部に報告するために、業務責務実施を研究し総括する、事件統計の収集。

5. 検査のため、上部の人民裁判所ならびに地区（ケート）人民検察院に命令、処分、第一審判決、上訴審判決を提出する。

6. 命令、処分、確定第一審判決ならびに確定上訴審判決を、裁判所の判決執行部門ならびに自由剥奪罪に関係する勾留施設、留置所、矯正センターそして矯正施設に送る。

7. 定期的に上層部に対して活動と自身の業務実施を総括し、報告する。
8. 法律の中で規定されたように権限を行使し、責務を遂行する。

## 5. 37条 選挙、任命、組織外異動、解任または組織内異動

最高人民裁判所長官は国家主席の提言に沿って国民議会により選挙されあるいは解職される、そして国民議会の任期と同じ長さの任期を持ち、連続した2期の任期を超えないものとする。

最高人民裁判所副長官は最高人民裁判所長官の提言に沿って国家主席により任命、組織外異動されあるいは解職される。

最高人民裁判所の裁判部長、地域（パーク）人民裁判所長官、人民裁判所裁判官は、最高人民裁判所長官の提言に沿って、国民議会常務委員会によって任命、組織外異動されあるいは解職される。

最高人民裁判所裁判部副部長、地方人民裁判所の裁判部の部長、副部長は、最高人民裁判所長官によって任命または解職される。

地域（パーク）人民裁判所副長官、都・県人民裁判所と地区（ケート）人民裁判所の長官、副長官は、県レベル人民議会または人民議会常務委員会が検討し承認したのち、最高人民裁判所長官によって任命あるいは解職される。

人民裁判所の裁判官補、裁判所書記官（ジャーサーン）また管理職員は、最高人民裁判所長官によって任命、組織外異動あるいは解職される。

人民最高裁判所裁判部部長、副部長、地域（パーク）人民裁判所、都・県人民裁判所、地区（ケート）人民裁判所の長官、副長官、人民裁判所の裁判官、裁判官補、裁判所書記官（ジャーサーン）またそれ以外の職員、加えて局、研究所、官房、課、係、ユニットの長や副長は、最高人民裁判所長官によって、組織内異動される。

## 6. 38条 最高人民裁判所長官の権限と責務

最高人民裁判所長官は以下の権限と責務を有する。

1. 最高人民裁判所のすべての合議体における裁判長となる。
2. 最高人民裁判所業務、裁判官会議業務、裁判官総会業務の指揮先導をする、そして裁判官会議と裁判官総会の会議招集を行う。
3. 国民議会が閉会している時、国民議会あるいは国民議会常務委員会に対して人民裁判所と軍事裁判所の組織状況と業務活動を報告する。
4. 国家主席に最高人民裁判所副長官の任命、組織外異動あるいは解職の提言をする。
5. 国民議会に対して裁判官会議メンバーの任命、組織外異動あるいは解職について検討を提言する。
6. 国民議会常務委員会に対して、最高人民裁判所裁判部長および地域（パーク）人民裁判所長官の任命、組織外異動あるいは解職について検討を提言する。
7. 各審級の人民裁判所の裁判官総数を規定する。国民議会常務委員会に検討を求めため、最高人民裁判所の裁判官の任命、異動あるいは解職を提言する。
8. 地区（ケート）裁判所と地域（パーク）裁判所の責任範囲ならびに所在地に対して決定する。
9. 全国で正当そして統一的に処理されるように、人民裁判所の責任範囲の法律ならびに事件手続に関する通達（カムネナム）、説明文を発出する。
10. 裁判所の確定死刑第一審判決、確定死刑上級審判決に関して処分決定（カムシーカート）を発出する。

11. 全国の裁判所の管轄に関する処分決定（カムシーカート）を発出する。
12. 研究業務を指揮し、そして法律とその他の法令の草案を提言する、そして国民議会常務委員会に法律解釈を提言する。
13. 最高人民裁判所の裁判部副部長、地方裁判所の裁判部の部長と副部長の任命あるいは解職を行う。
14. 県レベル人民議会あるいは人民議会常務委員会が検討し合意ののち、地域（パーク）人民裁判所副長官、都・県裁判所および地区（ケート）裁判所の長官、副長官の任命と解職を行う。
15. 人民裁判所の局、研究所、官房、課、係、ユニットの長と副長、裁判官補と裁判所書記官（ジャーサーン）の任命、組織外異動または解職を行う。
16. 最高人民裁判所の裁判部長および副部長、地域（パーク）人民裁判所、都・県、地区（ケート）人民裁判所の長官、副長官、人民裁判所の裁判官、裁判官補、裁判所書記官（ジャーサーン）およびその他職員、加えて全国の裁判所の局、研究所、官房、課、係、ユニットの長および副長の組織内異動を行う。
17. 最高人民裁判所と地方人民裁判所の運営部門体制を規定する。
18. 法律の中で規定されているようにその他の権限を行使し、責務を遂行する。

### 第3条 法律条文内容の一部置換

本法律は、人民裁判所法（番号22号／ສ໒໑）2017年5月10日付の条文、第18条、第20条および27条、並びに 人民裁判所法一部条文改正法（番号22号／ສ໒໑）2022年7月7日付の2条2項3項および4項にとって代わるものである。

### 第4条 発効

本法律は2025年8月22日以降、ラオス人民民主共和国国家主席が国家主席令公布宣言を発出し、政府官報に掲載されたのち発効する。

国民議会議長

Dr. サイソムポーン・ポムヴィハーン